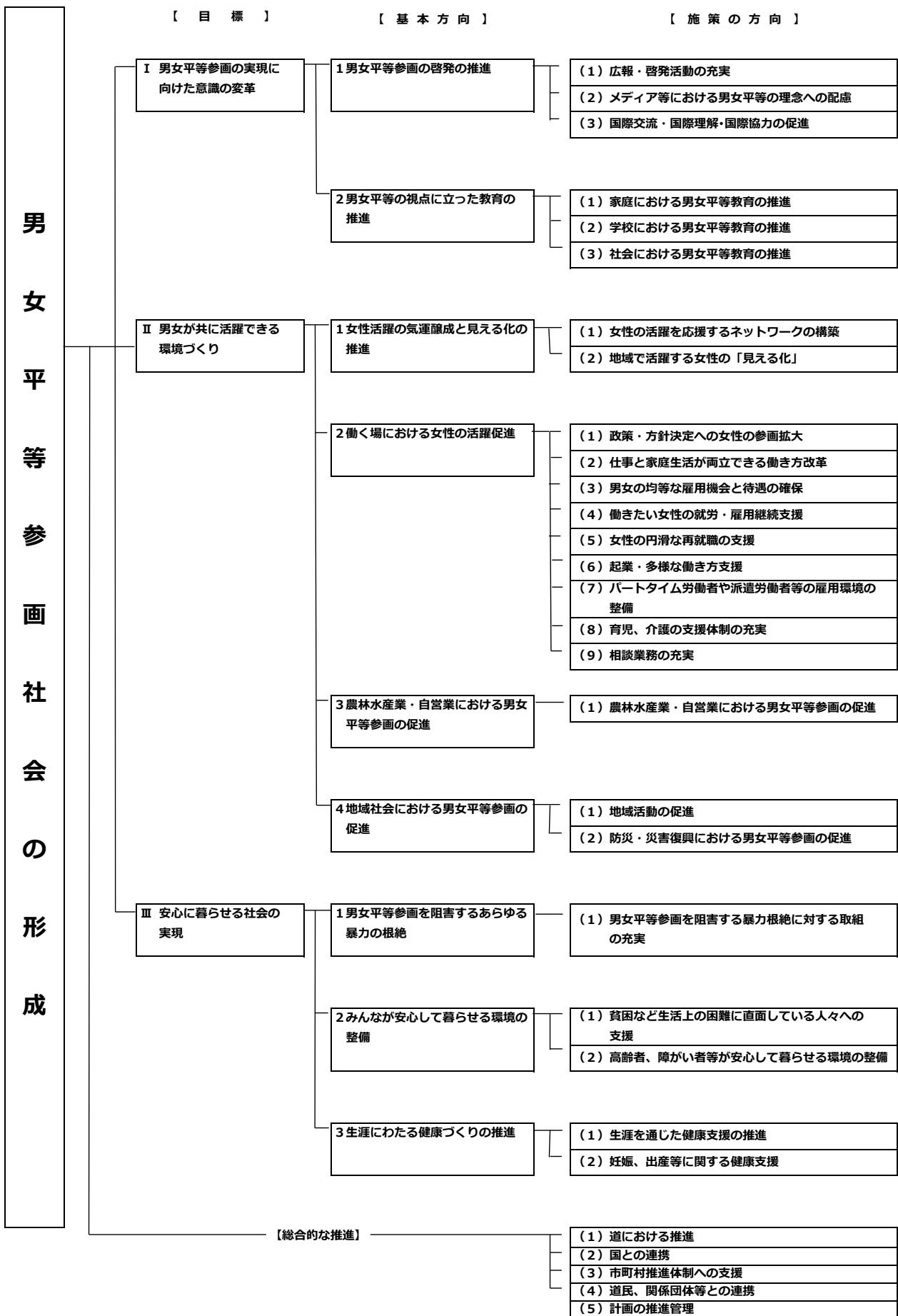


「第3次北海道男女平等参画基本計画」

答申

第3次北海道男女平等参画基本計画体系図



第1章

計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成20年3月に第2次北海道男女平等参画基本計画を策定後10年が経過し、この間に、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会^{*}の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、男女平等参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入るとともに、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化に伴い、ワーク・ライフ・バランス等の促進に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定します。

※ 「男女平等参画社会」

男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上でのめざすべき社会ですが、「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、道では、条例及び計画の名称に「平等」を明示しています。

(2) 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ② 「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画
(該当部分：「目標Ⅱ」の「基本方向1」、「基本方向2」及び「基本方向3」)

(3) 計画の期間

概ね10年間（平成30年度～39年度）とし、国内外の経済、社会情勢等の変化に応じ見直しについて検討します。

なお、具体的な取組については5年間（平成30年度～34年度）とします。

(4) 計画の背景

①人口減少と少子化の進展

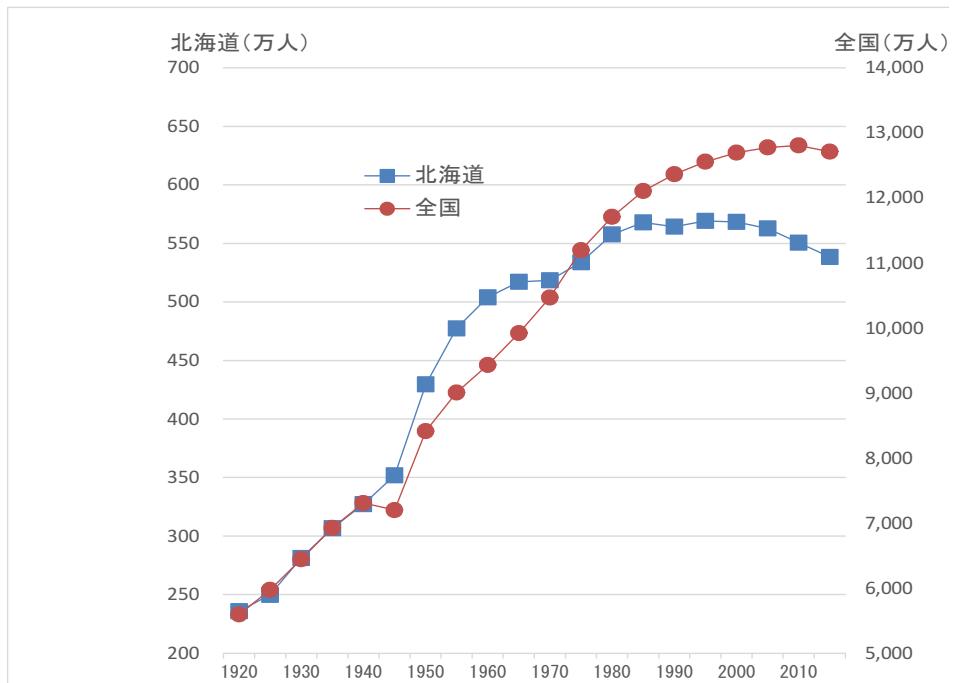
本道では、戦後から1950年代にかけて転入増等の効果により、全国と比較しても高い人口増加率を保っていました。その後、1970年代の高度経済成長期と1980年代後半～1990年代前半のいわゆるバブル経済期を除くと、1990年代後半まで人口増加が続きましたが、平成9（1997）年に570万人に達して以降、減少に転じた後、全国を上回るスピードで人口減少が続いています。平成28年1月1日現在の北海道の人口は、女性が約284万人、男性が約255万人で、「年齢3区分別人口の推移」では、高齢者人口（65歳以上）が年々増加しています。

また、本道の出生数は、昭和31年以降、年間10万人を下回り、一時的に回復した年があったものの、減少の一途をたどり、平成27年には約3万6千人となっています。

合計特殊出生率は、昭和39年に初めて全国平均2.05を下回る2.04となり、平成17年には1.15（全国1.26）まで減少し、その後、平成27年には1.31（全国1.45）まで改善されましたが、全国で2番目に低い状況となっています。

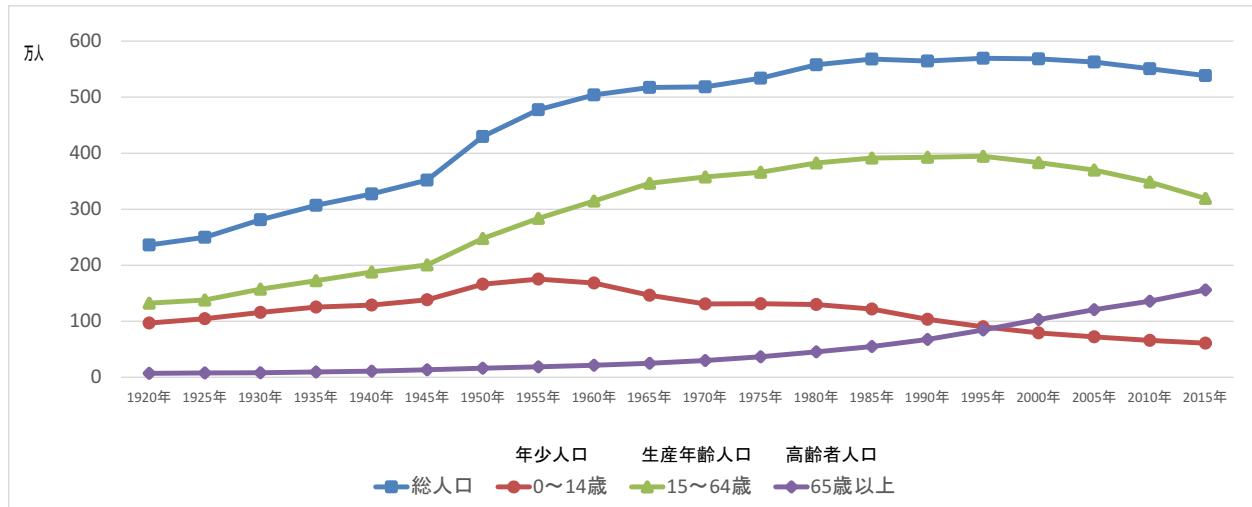
こうしたなか、15歳以上の生産年齢人口が減少する一方、高齢者を始めとするケアを必要とする人口が増加するなど、介護職を含め、多くの職種で労働力不足が顕在化してきています。

総人口の推移（全国・北海道）



資料出所：総務省「人口推計」

年齢3区分別人口の推移（北海道）



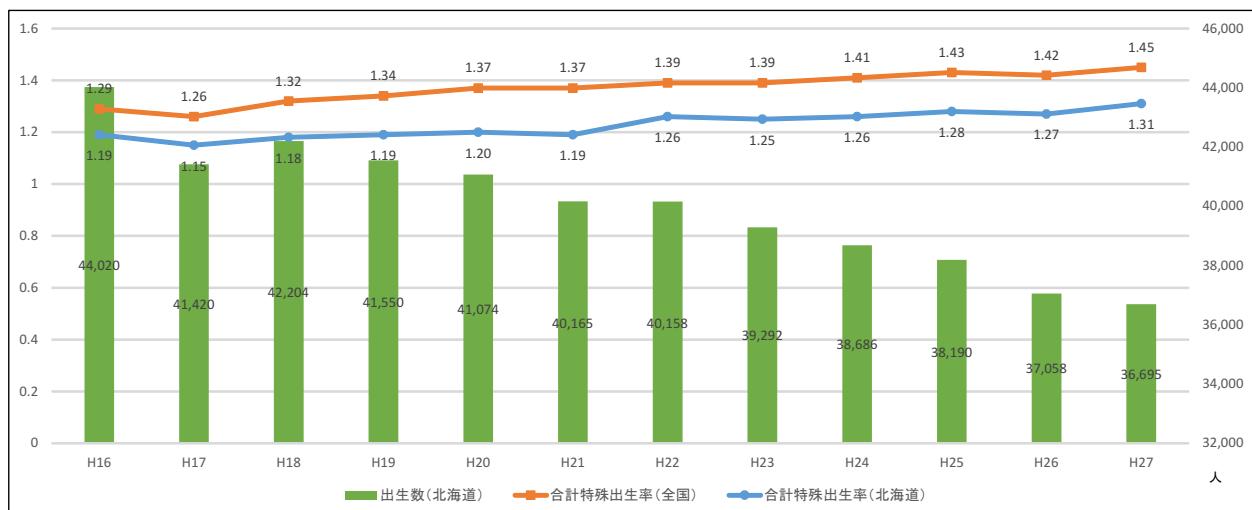
資料出所：総務省「国勢調査」

男女・年齢別人口（人口ピラミッド）



資料出所：総務省「国勢調査」

本道における合計特殊出生率等の推移（全国・北海道）

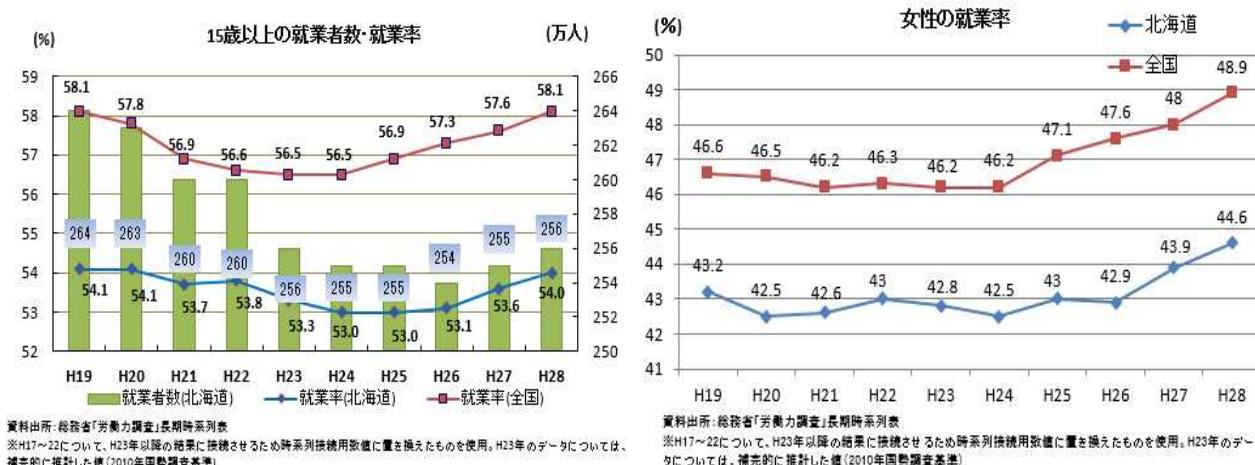


資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

②就業の状況

本道の就業者数は、平成28（2016）年において、256万人でそのうち女性は113万人、女性の就業率は44.6%であり、年々増加傾向にあります。依然として全国を下回る状況となっています。

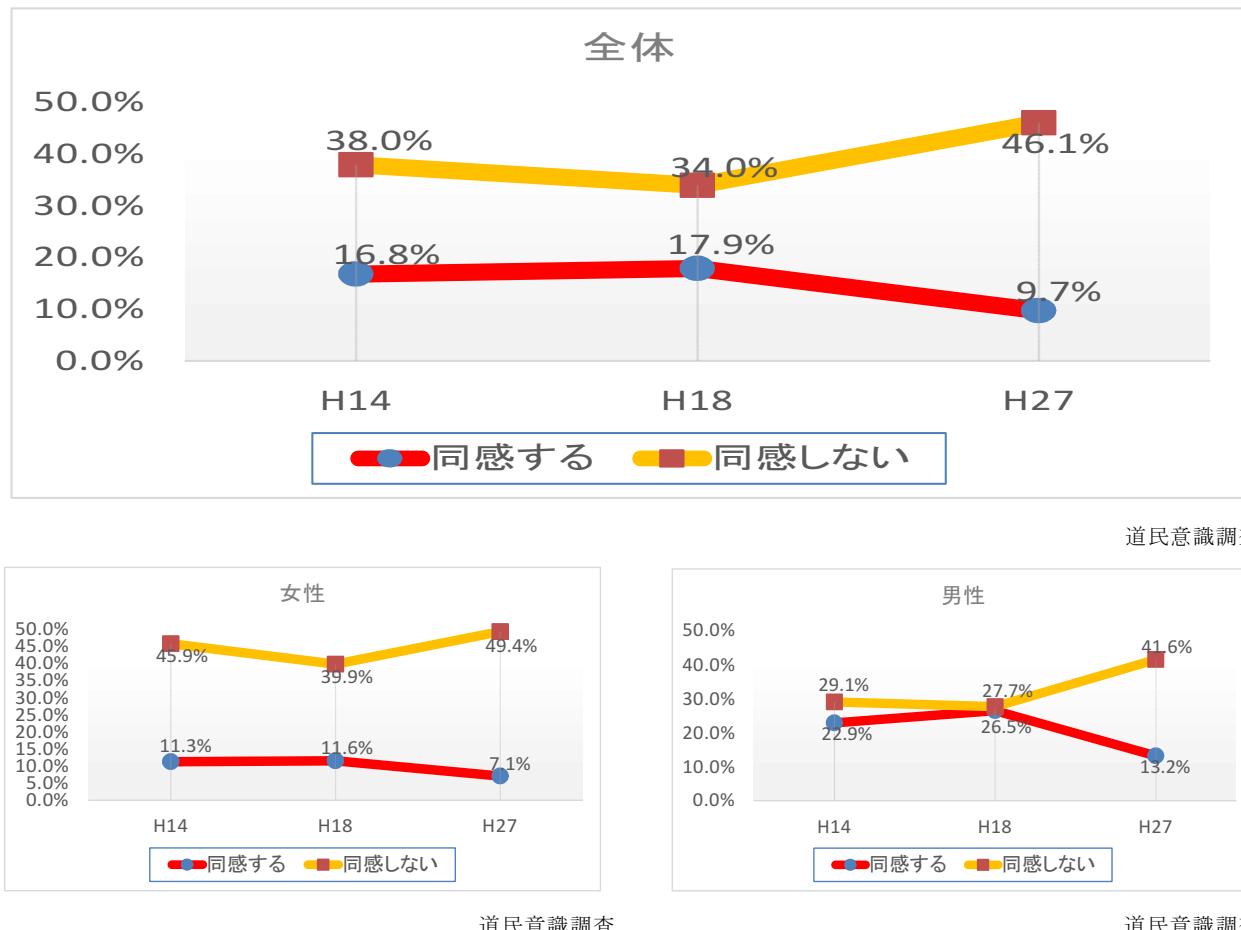
また、女性の年齢階層別就業率では、30歳代から40歳代前半にかけ、出産・子育て期の年齢層において就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」が特徴とされており、本道においても女性の年齢階層別就業率は全国と比べ低位であるものの、同様に「M字カーブ」を描いており、就業していても結婚や出産を機に退職する、あるいは、高齢の親の介護により退職せざるを得ないなどのケースが推測されます。



③固定的な性別役割分担意識

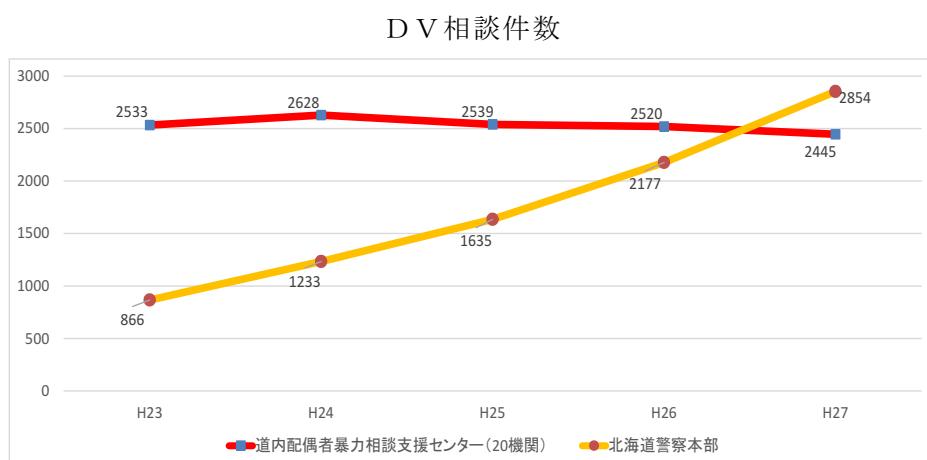
本道では「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「同感する」と回答した人の割合は9.7%、「同感しない」は46.1%となっており、「同感しない」が「同感する」を上回っており、過去2回の調査に比べ「同感しない」割合が増え、特に女性では「同感しない」は49.4%となり、女性が働くことに対する意識に変化が見られるものの、全体では依然として5割を下回っています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



④配偶者からの暴力の状況

本道では、配偶者暴力相談援助センター（20機関）のほか、警察や民間シェルター等において配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関する相談を受け付けるとともに、道立女性相談援助センターや民間シェルター等において被害者やその同伴者の一時保護を行っています。平成27年度の配偶者暴力相談援助センターへの相談件数は2,445件で、ほぼ横ばいとなっていますが警察への相談件数は2,854件と年々増加しています。



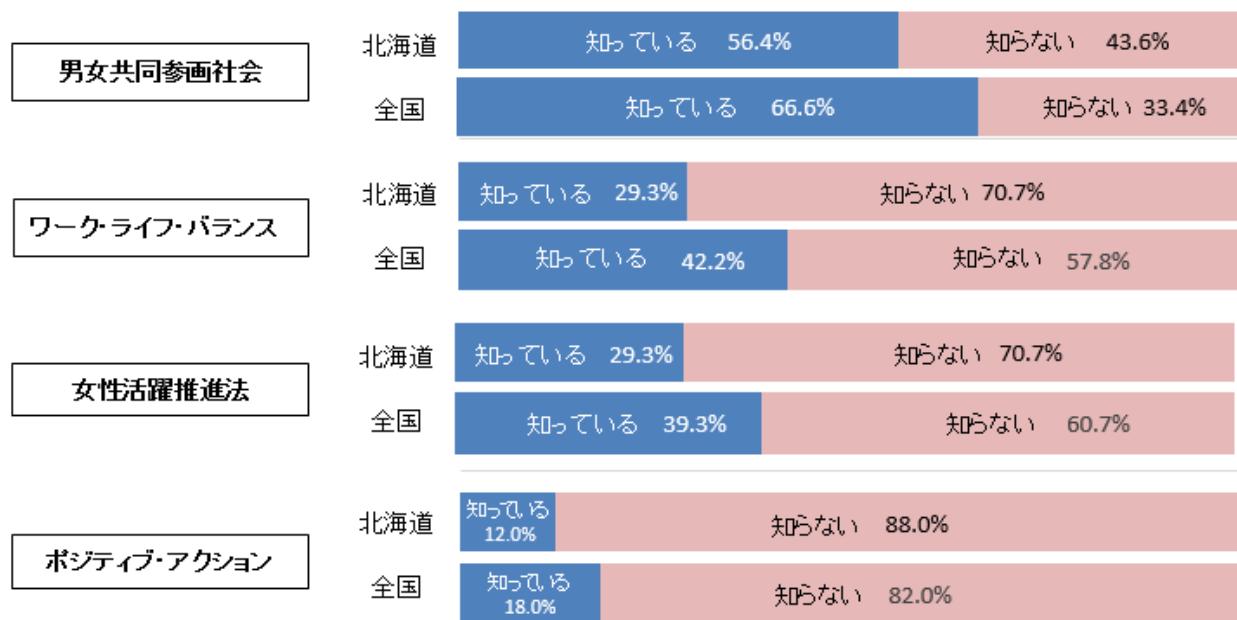
第2章

男女平等参画の実現に向けた課題

(1) 男女平等参画に関する意識の向上

男女平等参画社会の実現のためには、男女平等観の形成に向けた理解の促進が全ての取組の根幹となります。また、「男女平等（共同）参画社会」の周知度等が全国値を下回っていることから、引き続き、男女平等参画に係る周知度を高めるとともに、正しい理解が促進されるよう、関係機関等と連携しながら積極的に情報提供等を行っていく必要があります。

—男女平等（共同）参画に関する用語の周知度—



(内閣府「平成28年男女共同参画社会に関する世論調査」)

(2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

道内における少子化は、労働力の減少といった経済面のみならず、地域社会の崩壊など社会面においても大きな影響を及ぼすことから、子育てを社会全体で支援する体制の充実を図ることが求められていますが、男性の育児休業取得率等が依然として低く課題となっています。

また、出産後の就業を継続するには保育サービスの充実が求められますが、保育所待機児童数は減少しているものの依然として存在する状況であるなどから、関係機関と連携しながら働き方改革を進めるなどして、仕事と家庭生活の両立の推進を図る必要があります。

		北海道 (H27年度)	全 国 (H27年度)	出 典
育児休業取得率 (%)	男 性	4.0	2.7	経済部調、厚生労働省「雇用均等基本調査」
	女 性	81.2	81.5	
保育所入所待機児童数 (人)		94 (H28. 4. 1)	23,553	保健福祉部調、厚生労働省「保育所等利用 待機児童数調査」

(3) 安心に暮らせる社会の実現

社会における雇用形態や家族に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい人々が増加している中、女性が当たり前に働き続けることができ、また、暮らしていくよう、男女平等参画の視点から就業・生活面での環境整備が課題となっています。

高齢者や障害のある方等、様々な困難に直面している人々においても、家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築が求められています。

また、DVを含む女性に対する暴力も、深刻な社会問題となっていることから、暴力を容認しない社会の実現に向け積極的に取り組む必要があります。

		北海道 (H24年度)	全国値 (H24年度)	出 典
非正規労働者割合 (%)		42.8	38.2	総務省「就業構造基本調査」を元に算出